様式第５（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第３２条第１項から第３項まで並びに第３７条第４項及び第５項（第４２条第１項）の規定に基づき、下記のとおり認証機関の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする電磁的記録の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	
	電磁的記録試験に	

	係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

別紙書類一覧

○電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号

１　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

２　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

３　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

４　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

５　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

６　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

７　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）

８　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）

９　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）であ

る場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）
１０　電磁的記録試験の業務の概要及び業務の実績（第５号イ）
１１　電磁的記録試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第５号ロ）
１２　電磁的記録試験の業務を行う施設の概要（第５号ハ）
１３　電磁的記録試験の業務を行う組織に関する事項（第５号ニ）
１４　電磁的記録試験の業務の実施の方法に関する事項（第５号ホ）
１５　電磁的記録試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が電磁的記録試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績（第５号ヘ）
１６　電磁的記録試験を実施する能力を有することを証する書類（第５号ト）

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第３２条第１項から第３項まで並びに第３７条第４項及び第５項のうち該当するものを記入すること。
３　「日本産業規格の番号」の欄は、電磁的記録の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
４　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
５　「ホームページアドレス」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第１４条第２項及び第２１条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
６　「認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
７　「自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所」の欄は、当該試験所について産業標準化法第４１条第１項第１号の基準に適合しているかどうかに

こ記項
るに事
す紙る
入別げ
記には、掲
合場合中欄に
るる場場
すあ上以
とよう
けを験所ごと
受試が試験所
を験し、試
査日記入
審験載
のた旨
てまる
い。す
つと載
を記載した別紙を添付すること。

8　「試験方法の区分の名称」の欄は、電磁的記録をっ主の試験方法の区分の名称に規定する以上のなる試験い場合に記入すること。ただし、２以上において異ながある場合には、方法の業規格に規定する試験も合には、電磁的記録をする重要な部分に係る試験日本産業規格と部分の名称を記入すること。

9　「電磁的記録試験に係る日本産業規格の番号、規法ど入分項格第うすが別目の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する産しるうる旨の本標いのす記号業化か記区し、１にこ以上あまる場合は、別紙に記載すること。

１０　「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、上場事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。

１１　登録の更新の申請において、既に主務大臣にの提出添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄のすべき文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

１２　登録又は登録の更新の申請の際に、第５条各号に掲げる書類又は第１項第６号に規定する主務大臣の登録を受けようとする者は、第３０３条第１項、第３１条第１項から第３項まで若しくは第３７条第１項の規定による品性の認定に関する日本産業規格又は第５条各号に掲げる書類の内容が既に産業標準化法第１項の登録を受けている場合には、第３０３条第１項、第３１条第１項から第３項まで若しくは第３７条第１項の規定による品性の認定に関する日本産業規格又は第５条各号に掲げる書類の内容と同一である旨を記載した別紙を添付すること。

１３　登録又は登録の更新の申請の際に、産業標準化法第１０７条第１項の登録を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

１４　登録の申請の際に、産業標準化法第２条に基づく日本産業規格に適合する旨を明らかにし、産業標準化法第１０７条第１項の登録を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

標準化法第５７条第１項又は第６６条第１項の登録申請書の写しを添付すること。